

立川市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

立川市学校給食運営審議会の委員数を変更するため。

## 立川市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

立川市学校給食運営審議会条例（昭和50年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(委員)	(委員)
第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。	第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
(1)～(5) ……略……	(1)～(5) ……略……
(6) 学識経験を有する者のうちから委員会が任命するもの <u>5人以内</u>	(6) 学識経験を有する者のうちから委員会が任命するもの <u>3人以内</u>
2 ……略……	2 ……略……

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。